

「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」による包括的性教育 8つのキーコンセプト(ガイダンス 71 ページより)

学習者は年齢で4つのグループ(5～8歳、9～12歳、12～15歳、15～18歳以上)に分けられ、年齢発達に合わせた系統的なカリキュラムにより、キーコンセプトの内容を繰り返し、継続的に学ぶことが勧められています

キーコンセプト①人間関係/ 家族や友情・恋愛関係、またその土台となる尊重や寛容といったコンセプトについて

キーコンセプト②価値観、人権、文化、セクシュアリティ/ 価値観や人権、文化や社会といった要素とセクシュアリティの関係について

キーコンセプト③ジェンダーの理解/ 性的指向と性自認、性の多様性、ジェンダーバイアスやジェンダーに基づく暴力が及ぼす影響について

キーコンセプト④暴力と安全確保/ 暴力への対処や情報通信技術の安全な使い方、また同意の重要性について

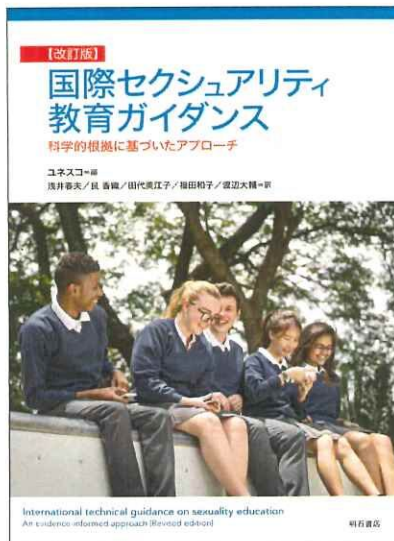
キーコンセプト⑤健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル/ 意思決定の重要性と影響を与える様々な要素、

またコミュニケーションスキルや支援を見つける方法について

キーコンセプト⑥人間のからだと発達/ 人間の生殖の仕組みや前期思春期、ボディイメージについて

キーコンセプト⑦セクシュアリティと性的行動/ 生涯にわたる性との向き合い方や、性的行動・性的反応とそれに伴う責任について

キーコンセプト⑧性と生殖に関する健康/ 妊娠と避妊、また性感染症に関する知識やリスクの理解について



包括的性教育の重要事項(ガイダンス 28～31 ページより)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ○科学的に正確であること | ○人権的アプローチに基づいていること |
| ○徐々に進展すること | ○ジェンダー平等を基盤にしていること |
| ○年齢、成長に即していること | ○文化的関係と状況に適応させること |
| ○カリキュラムベースであること | ○変化をもたらすこと |
| ○包括的であること | ○健康的な選択のためのライフスキルを発達させること |

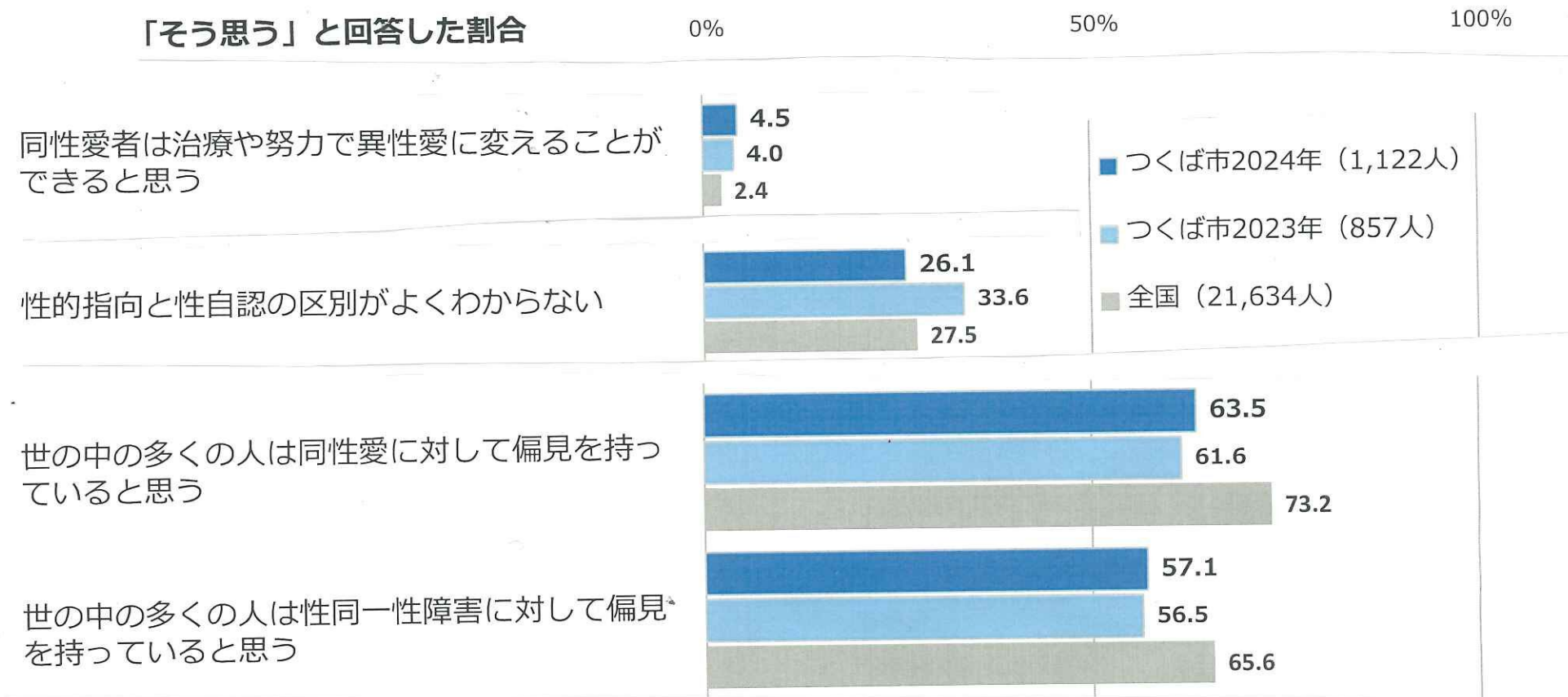
出典『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】—科学的根拠に基づいたアプローチ』

UNESCO/編、浅井春夫・艮香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔/訳

明石書店 2022年9月5日第三版 より引用し川村直子作成



同性愛と性別違和/性自認についての認識



出典「性的指向と性自認の多様性に関する教員アンケート」の調査結果図版一部を改変し川村直子作成

調査期間①：2023年7月 母集団人数：1,418人 有効回収数：857人 有効回収率:60.4%

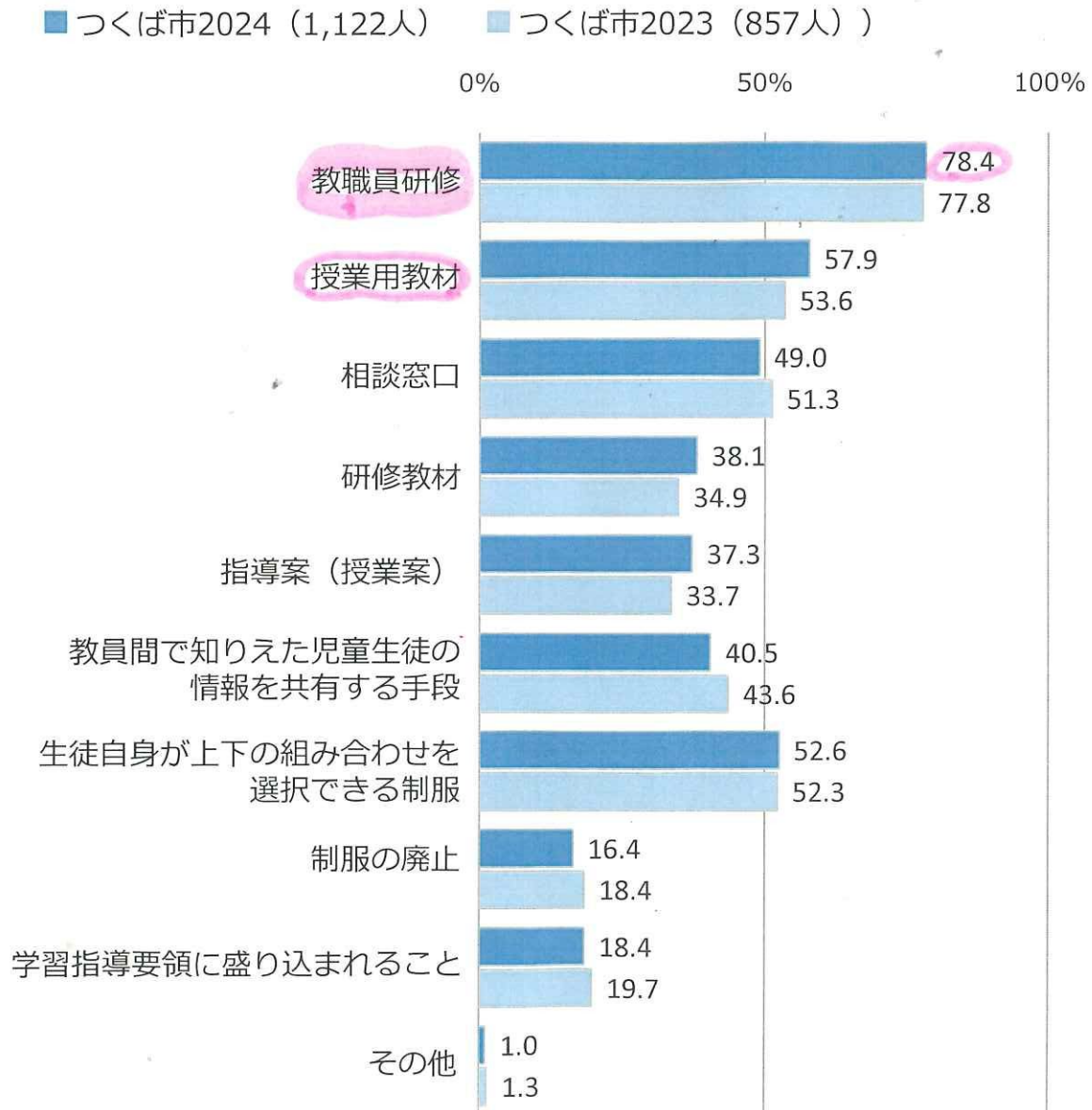
調査期間②：2024年7月 母集団人数：1,568人 有効回収数：1,122人 有効回収率：71.6%

調査方法：学び推進課の発出によりformsによる回答

実施主体：つくば市教育局学び推進課

性的指向と性自認の多様性に関する学校の取り組み

「性的指向と性自認の多様性」に関する学校のあれば良いと思う取組



出典「性的指向と性自認の多様性に関する教員アンケート」の調査結果図版一部を改変し川村直子作成

調査期間①：2023年7月 母集団人数：1,418人 有効回収数：857人 有効回収率：60.4%

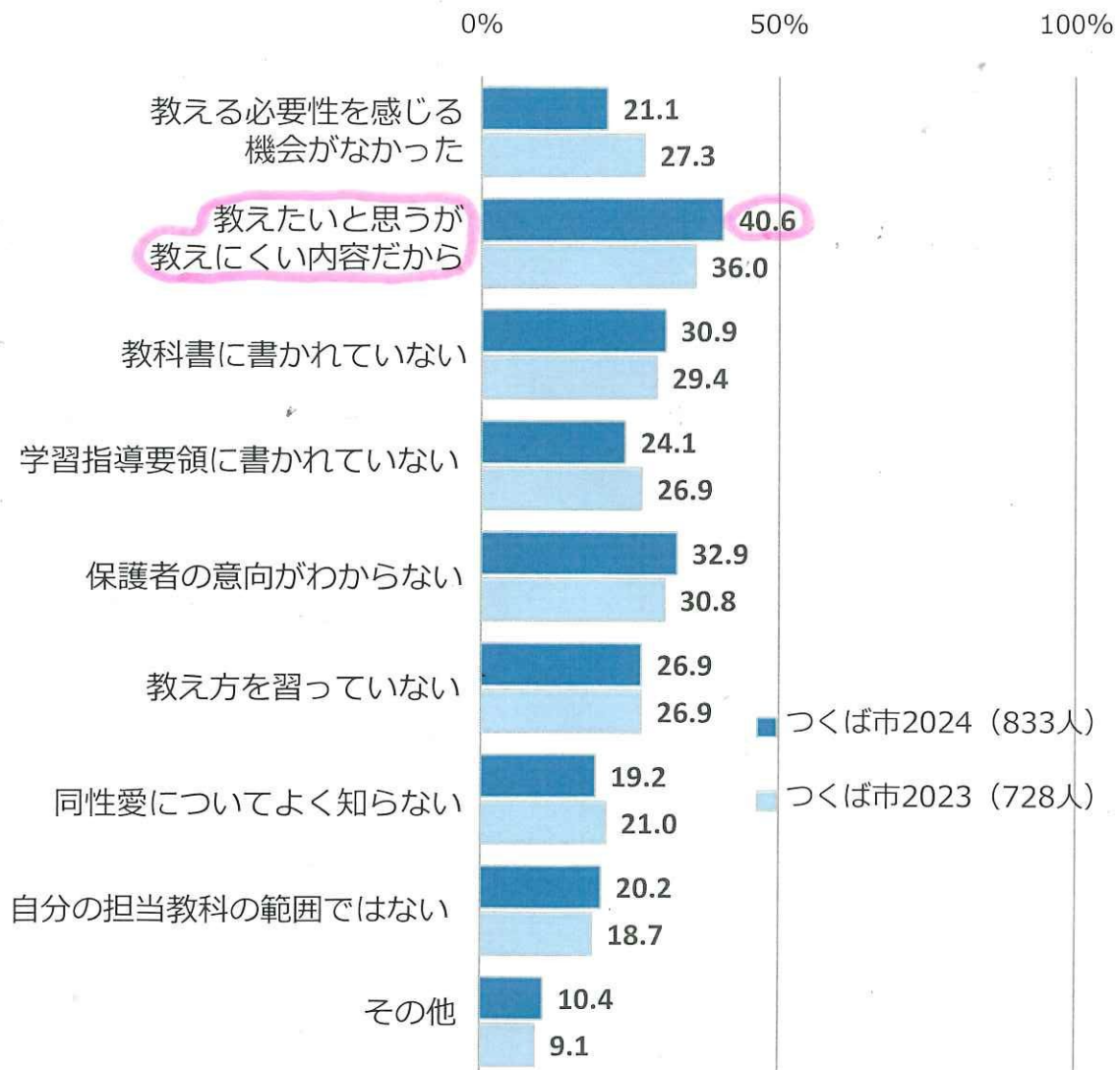
調査期間②：2024年7月 母集団人数：1,568人 有効回収数：1,122人 有効回収率：71.6%

調査方法：学び推進課の発出によりformsによる回答

実施主体：つくば市教育局学び推進課

同性愛と性別違和/性自認に関する授業経験

「同性愛」「性別違和/性自認」について授業に取り入れたことがない理由



出典「性的指向と性自認の多様性に関する教員アンケート」の調査結果図版一部を改変し川村直子作成

調査期間①：2023年7月 母集団人数：1,418人 有効回収数：857人 有効回収率:60.4%

調査期間②：2024年7月 母集団人数：1,568人 有効回収数：1,122人 有効回収率：71.6%

調査方法：学び推進課の発出によりformsによる回答

実施主体：つくば市教育局学び推進課

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）（概要）

目的（1条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

定義（2条）

「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

基本理念（3条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、**全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念**にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（4条）

- ・ 毎年1回、施策の実施の状況を公表（7条）
- ・ 基本計画の策定（8条）
※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・ 学術研究その他の必要な研究（9条）
- ・ 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）
- ・ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営（11条）
- ・ 指針の策定（12条）

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（5条）

- ・ 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）

事業主等の役割

・ 労働者や児童等の理解の増進に自ら努める（6条）

事業主の役割（10条2項）

- ・ 情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置

学校等の設置者の役割（10条3項）

- ・ 家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等
※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。

・ 国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力（6条）

留意事項（12条）

- ・ 措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する。

見直し規定

- ・ この法律の規定については、施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

公布・施行 令和5年6月23日